

マイナポータル上での マイナンバーカードを 活用した電子署名の申請

【医療機関・薬局の方々へ】

令和6年10月 1.1版
厚生労働省 医薬局



【目次】

はじめに	P. 3
マイナンバーカードを活用したリモート署名の HPKI発行状況による利用手続きの違い	P. 4
申請先認証局・価格等について	P. 5
事前確認事項	P. 6
マイナポータルへのログイン方法	P. 7
申請フロー	P. 10
Q&A	P. 15
1. ローマ字氏名を入力する方法 2. 通称名または旧姓・旧名を入力する方法 3. 署名用電子証明書用暗証番号について	
別紙1 HPKIカードをすでにお持ちの方の マイナンバーカードを活用したリモート署名の利用手続きフロー ※利用者証明書の更新時の対応も含む	P. 17
別紙2 HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続き方法 ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足	P. 21

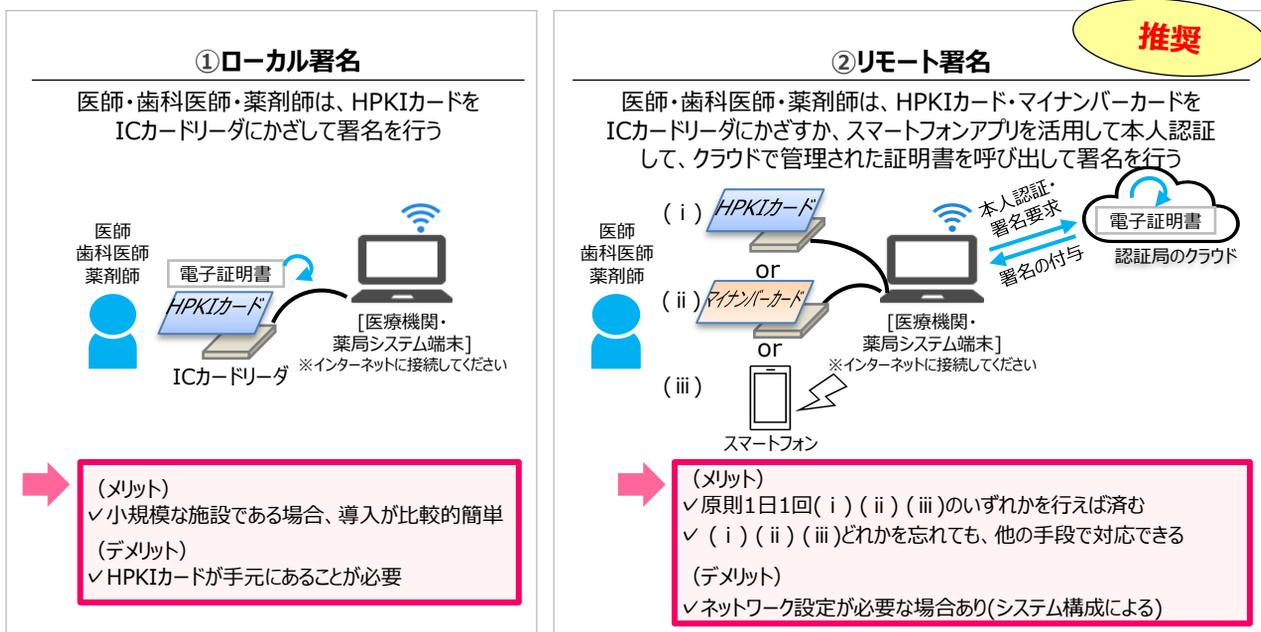


- 電子処方箋の仕組みにおいては、医師・歯科医師が電子処方箋を発行する際、及び、薬剤師が電子処方箋を調剤済とする際に、電子署名を付すこととなります。その際の署名方式としては、大きく分けて以下の2種類があります。

①ローカル署名：HPKIカードに格納される電子証明書を用いて署名する方法

②リモート署名：クラウドのシステム上で管理されている電子証明書（HPKIセカンド電子証明書）

※①ローカル署名では、常にHPKIカードが手元にあることが必要となる一方、②リモート署名では、原則として、1日1回、(i) HPKIカード、(ii) マイナンバーカード、(iii) スマートフォンのいずれかで本人認証を行うことで電子署名が可能です。



- 電子署名を行うための電子証明書は、日本医師会、日本薬剤師会、MEDISの3認証局が発行しており、認証局への申請は、直接申請か、マイナポータル経由での申請かの2通りがあります。3認証局のうち、日本医師会とMEDISは、マイナポータル経由で申請した場合でも、HPKIカードの発行を希望することが可能です。日本薬剤師会は、マイナポータル経由で申請した場合、HPKIカードは発行されません。

本書では、**HPKIカードを保有していない場合でも、マイナンバーカードを用いて上記②の署名が行えるよう、主にマイナポータルからHPKI電子証明書の発行を申請いただくための手順をまとめています。**

※HPKIカードを既にお持ちの方はマイナポータルからの申請ができません。末尾の記載をご覧ください。

- なお、令和6年6月時点では、世界的な半導体不足により、HPKIカードの在庫が不足している関係で、①ローカル署名方式、② (i) のHPKIカードの方式をすぐにご利用いただけない場合があります。

このため、**HPKIカードを物理的に保有せずとも、マイナンバーカードやスマートフォンを用いて、すぐに電子署名を行うことができる、②リモート署名方式を推奨**します。

※2024年6月時点では、日本医師会認証局において、カードレス先行発行（最初にマイナンバーカード、スマートフォンが使える状態となり、HPKI物理カードが後追いで発行される形式）となっていますのでご注意ください。

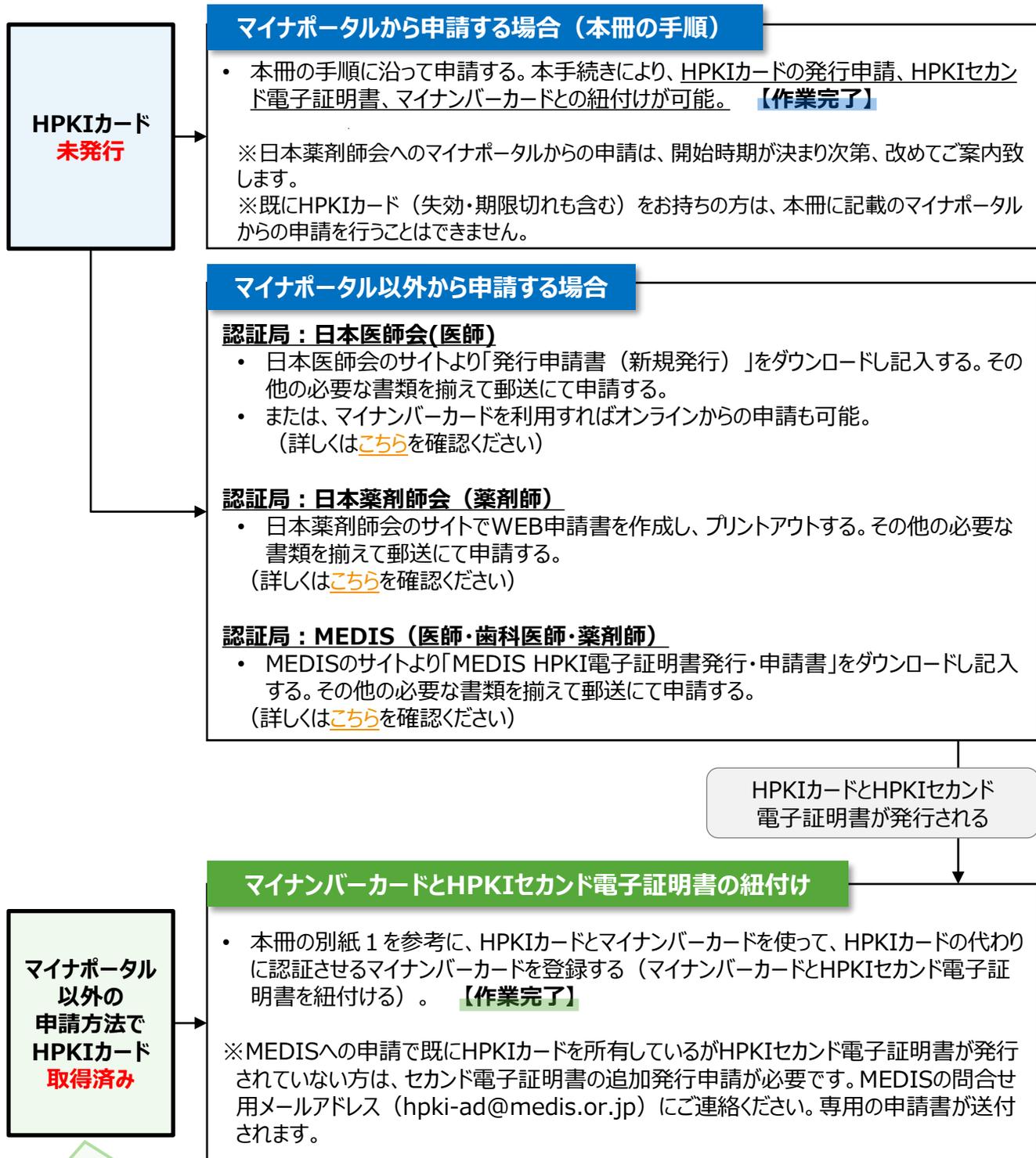
- また、別紙として、マイナポータル以外の申請方法でHPKIカードを取得された方（現在発行処理中の方を含む）がHPKIカードを取得後、マイナンバーカードやスマートフォンを活用したリモート署名をするための手続き等を掲載しています。

自身が行うべき手続きを次のページで確認のうえ、是非、本書に沿って申請を進めていただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードを活用したリモート署名の HPKI発行状況による利用手続きの違い



- マイナンバーカードを活用したリモート署名方式を利用するには、HPKIセカンド電子証明書とマイナンバーカードを紐付ける作業が必要です。
- 下記のフロー図を参考に、ご自身が行うべき作業を確認ください。



※マイナポータル以外の申請方法で発行処理中の方は、HPKIカードを受領後こちらのフローへお進みください。

申請先認証局・価格等について



- 申請先認証局と価格等については、以下のとおりです。

申請先認証局

- マイナポータルにおける申請では、資格ごとに、以下いずれかの認証局を提出先として選択できます。
 - ・ 歯科医師： [MEDIS](#)
 - ・ 医師： [日本医師会](#)、[MEDIS](#)
 - ・ 薬剤師： [MEDIS](#)
※日本薬剤師会へのマイナポータルからの申請は、開始時期が決まり次第、改めてご案内致します。現時点では、日本薬剤師会HPから申請ください。
(参照：<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/application.html>)
- なお、医師、歯科医師、薬剤師の資格を複数持っている場合、マイナンバーカードを活用した電子署名を申請できる資格は1つのみです。
- 既にHPKIカード（失効・期限切れも含む）をお持ちの方は、**本書に記載のマイナポータルから申請を行うことはできません。**

価格について

- 申請先認証局ごとの、HPKIカードの発行価格は以下のとおりです。
- いずれの認証局を申請先とした場合でも、現時点では、HPKIカードが発行されます。
(2024年6月時点)

申請先認証局		価格（税込み）
日本医師会※1	会員	無償
	非会員	5,500円 → 費用減免中
日本薬剤師会※2	会員優待価格	19,800円
	定価	26,400円
MEDIS※3		26,950円

（※1）日本医師会の会員・非会員で価格が異なりますが、マイナポータル経由で申請した場合のみ、非会員であっても、当面の間、発行費用の減免がされますので、この機会に是非申請ください。なお、2024年6月時点、日本医師会においては、マイナンバーカードやスマートフォンを活用した電子署名が先行して利用可能となり、HPKIカードは後追い発行になりますので、ご注意ください。

（※2）日本薬剤師会認証局には、マイナポータルからではなく、日本薬剤師会HPから申請ください。また、日本薬剤師会の会員・非会員で価格が異なります。

（※3）MEDIS認証局では、医師・歯科医師・薬剤師のいずれでも、価格は一律となります。



- マイナポータルからの申請に関する条件、申請に必要なものは以下のとおりですので、事前にご確認いただくようお願いいたします。（[こちらの](#)記載内容を転記）

申請するための条件

- **医師、歯科医師、薬剤師のいずれかの資格を持っている本人が申請すること。**※過去に本書記載の申請を行い、申請中のステータスである場合、審査が完了するまでは同じ申請を行っても受け付けられませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- **マイナンバーカード**
 - ・ 券面事項入力補助用パスワード（4桁）
 - ・ 署名用電子証明書パスワード（6～16桁）
- **顔写真**
 - ・ 6か月以内に撮影された写真を添付してください。規格はパスポート申請用写真に準じるものとします。規格に適合しない場合は、再提出をお願いする場合があります。（参照：[パスポート申請用写真の規格（令和5年8月10日更新）](#)）
 - ・ 添付できるファイル形式：JPEG（JPG）
※日本医師会、日本薬剤師会へ申請する場合は、PNG、BMP形式も使用できます。
 - ・ サイズ：縦531×横413ピクセル以上
 - ・ ファイル容量：4MB以下
- **身分証の画像**
 - ・ 申請者本人の顔写真であることを確認するため、以下いずれかの公的身分証の画像を添付してください。
 - ①マイナンバーカード（有効期限内のもの。表面のみ。通知カードは不可）
 - ②運転免許証（有効期限内のもの）
 - ③運転経歴証明書（平成24年1月1日以降発行のもの）
 - ④日本国旅券（有効期限内のもの。顔写真のあるページ）
 - ・ 添付できるファイル形式：JPEG（JPG）
※日本医師会、日本薬剤師会へ申請する場合は、PNG、BMP形式も使用できます。MEDISへ申請する場合はPDF形式も使用できます。
 - ・ ファイル容量：4MB以下
- **資格免許証の画像**
 - ・ 申請者本人が資格を持っているか確認するため、資格免許証の画像を添付してください。裏面に追記がある場合は裏面画像も添付し、資格免許証の改姓手続き中の場合は、旧姓がわかる公的書類の画像も添付してください。
 - ・ 添付できるファイル形式：JPEG（JPG）
※日本医師会、日本薬剤師会へ申請する場合は、PNG、BMP形式も使用できます。MEDISへ申請する場合はPDF形式も使用できます。
 - ・ ファイル容量：4MB以下

マイナポータルへのログイン方法（1/3）

まずは、方法1～3のいずれかにより、マイナポータルにログインしてください。

【方法1】iPhoneのブラウザを使ってログインする方法

1

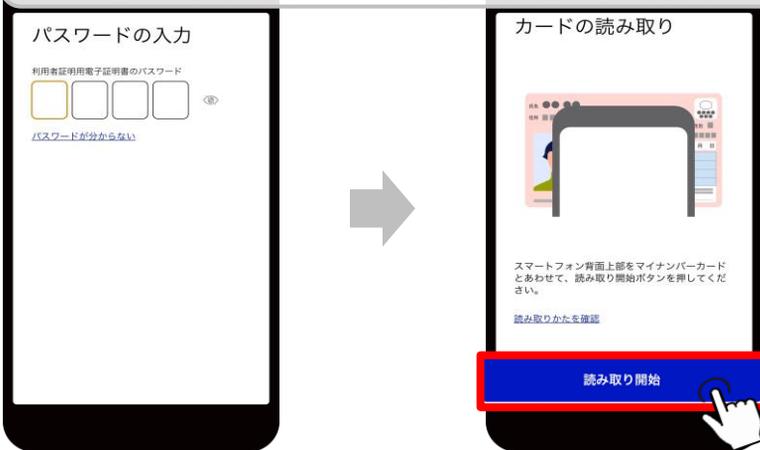
App Storeから、マイナポータルアプリをスマートフォンにダウンロードする（参照：「[マイナポータル](#)」をApp Storeで（[apple.com](#)））。ダウンロード完了後、マイナポータルアプリを起動し、「登録・ログイン」ボタンを押す。

または、ブラウザでマイナポータルのログイン前トップページを表示して「ログイン」ボタンを押す。



2

パスワード入力画面が表示されるので、マイナンバーカードに設定されているパスワードを半角数字4桁で入力する。マイナンバーカードをセットするように案内されたら、スマートフォンにマイナンバーカードをセットして「読み取り開始」ボタンを押す。



※ スマホ用電子証明書を
用いた申請は未対応で、
物理的なマイナンバー
カードによるログインが
必要です。

3

マイナンバーカードをセットしたまま、しばらく待つ。
読み取りが完了したメッセージが表示されたら、マイナンバーカードを取り外す。



マイナポータルへのログイン方法（2/3）

まずは、方法1～3のいずれかにより、マイナポータルにログインしてください。

【方法2】Androidのブラウザを使ってログインする方法

1

Google Playから、マイナポータルアプリをスマートフォンにダウンロードする（参照：[マイナポータル - Google Play のアプリ](#)）。ダウンロード完了後、マイナポータルアプリを起動し、「登録・ログイン」ボタンを押す。
または、ブラウザでマイナポータルのログイン前トップページを表示して「ログイン」ボタンを押す。



2

パスワード入力画面が表示されるので、マイナンバーカードに設定されているパスワードを半角数字4桁で入力し「次へ」ボタンを押す。マイナンバーカードをセットするように案内されたら、スマートフォンにマイナンバーカードをセットする。



※ スマホ用電子証明書を
用いた申請は未対応で、
物理的なマイナンバー
カードによるログインが
必要です。

3

マイナンバーカードをセットしたまま、しばらく待つ。
読み取りが完了したメッセージが表示されたら、マイナンバーカードを取り外す。



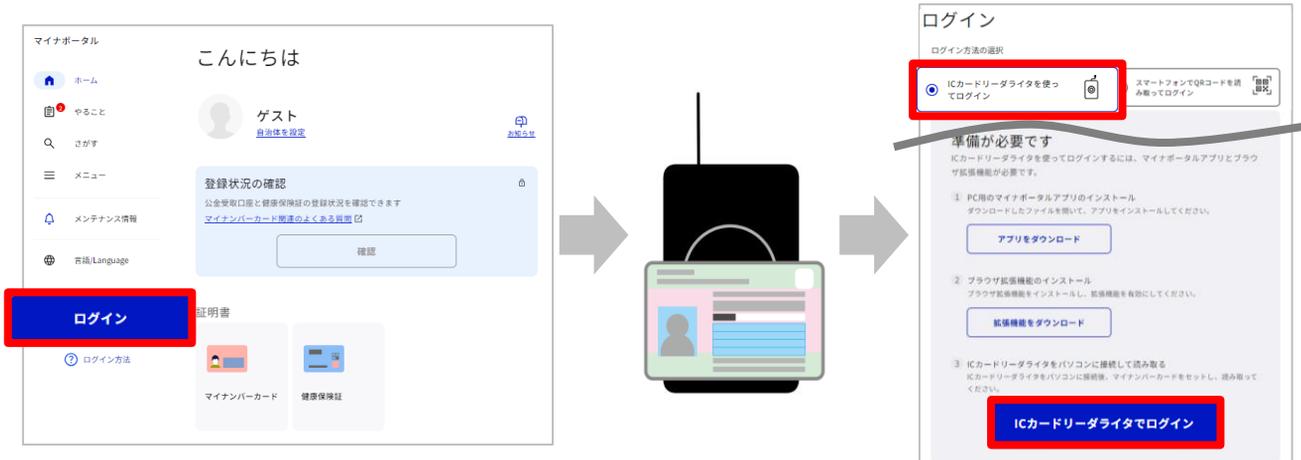
マイナポータルへのログイン方法（3/3）

まずは、方法1～3のいずれかにより、マイナポータルにログインしてください。

【方法3】ICカードリーダーライターを用いてログインする方法

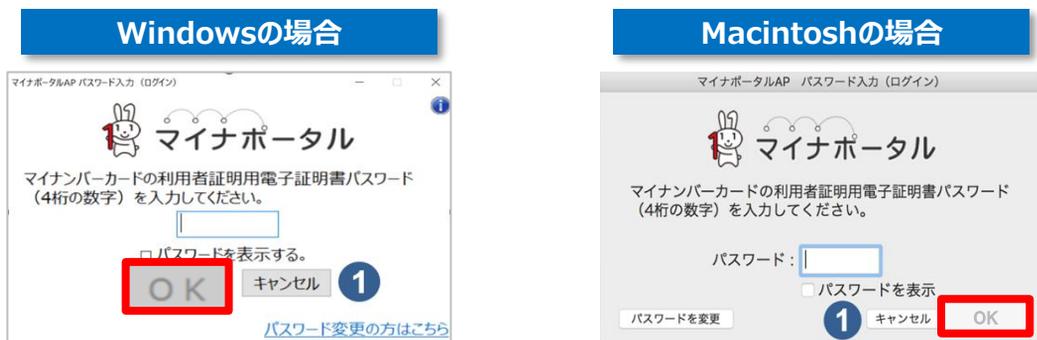
1

パソコンのブラウザからマイナポータルにアクセスし、ログイン前トップページの「ログイン」ボタンを押す。次に、ICカードリーダーライターにマイナンバーカードをセットして、「ICカードリーダーライターを使ってログイン」ボタンを押す、「ICカードライターでログイン」ボタンを押す。



2

マイナンバーカードに設定されているパスワードを半角数字4桁で入力し、「OK」ボタンを押す。



マイナポータルへの登録方法や、その他のログイン方法について、詳しくは以下のリンクから確認ください。

- ▼ICカードリーダーライターを使ったログイン方法は[こちら](#)
- ▼QRコードを使ったログイン方法は[こちら](#)
- ▼iPhoneのブラウザを使ったログイン方法は[こちら](#)
- ▼Androidのブラウザを使ったログイン方法は[こちら](#)

申請フロー (1/5)



画面の指示に沿って以下の手順で申請を行ってください。

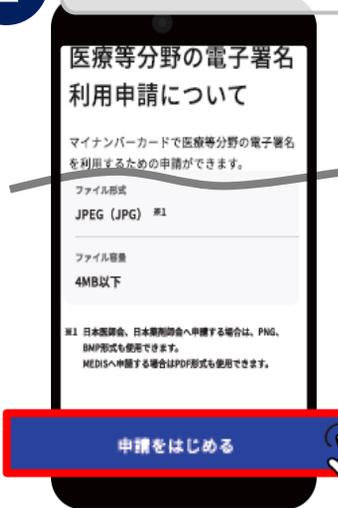
1

マイナポータルにログイン後、TOPページ下部の「さがす」を選択。検索欄に「証明書」と入力後「虫眼鏡マーク」を押し、サービス・機能の一覧から「医療等分野の電子署名利用」を選択。
※自治体を設定していない方は設定画面が出るので、先に入力をお願いします。



2

申請先の認証局や手続きに必要なもの等を確認（※）のうえ、「申請をはじめる」ボタンを押す。
※P.5-P.6参照



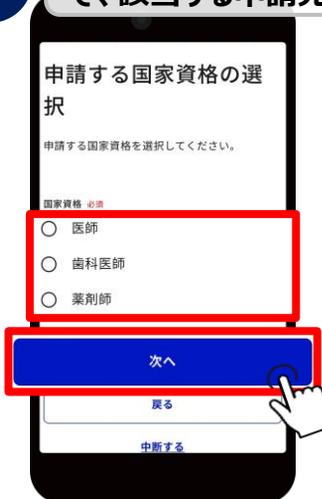
医療等分野の電子署名利用申請は、スマホ用電子証明書に対応していないため、利用できません。
マイナナンバーカードを利用して再度ログインしてください。
※ 申請状況照会には利用できません。

物理的なマイナンバーカードを使わず、スマホ用電子証明書を用いてスマートフォンの生体認証等でマイナポータルにログインした場合、下のようなエラー文が表示される。
電子署名利用申請はスマホ用電子証明書に対応していないので、マイナンバーカードを利用して再度ログインする必要があります。

※マイナンバーカードを利用したログイン手順は、P.7-P.9を参照

3

申請する国家資格を選択。国家資格を選択すると申請の提出先（認証局）が表示されるので、該当する申請先を選択し、「次へ」ボタンを押す。



(例) 「医師」を選択した場合

国家資格 必須

医師

歯科医師

薬剤師

申請先（認証局） 必須

日本医師会

MEDIS

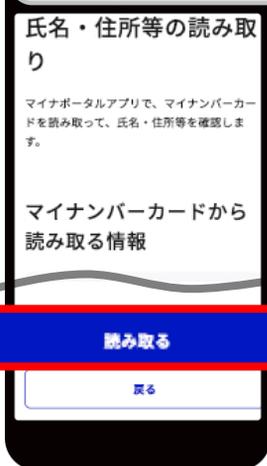
・国家資格で「医師」を選択し、申請の提出先（認証局）で「日本医師会」か「MEDIS」のいずれかを選択する。
・申請する国家資格によって、申請先の認証局は異なる。

※ 申請に係る費用やサービスの内容は、認証局によって異なります。各認証局のホームページを確認し、比較検討のうえ認証局を選択するようご注意ください。



4

本人情報を確認するため、「読み取る」ボタンを押してマイナンバーカードを読み取る。読み取り操作の途中でパスワード入力画面が表示された場合、マイナンバーカードに設定されているパスワードを半角数字4桁で入力する。



スマートフォン (iPhone又はAndroid) を用いてログインした場合

マイナポータルアプリが起動するので、マイナンバーカードを読み取る。

ICカードリーダーを用いてログインした場合

マイナンバーカードをカードリーダーにセットする。

5

マイナンバーカードから取得した内容を確認し、「次へ」ボタンを押す。



- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 住所

が誤っていないか確認する。内容が古い場合は、住民票のある市区町村の窓口で更新手続きを行ってから申請を行う。

6

申請に必要な情報を入力・ファイルを添付し、「次へ」ボタンを押す。(入力項目は、申請する国家資格の選択画面で選択した申請の提出先(認証局)によって異なるので、画面の案内に沿って入力する)



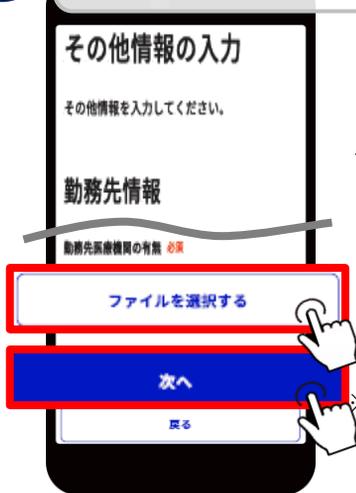
入力する主な情報 (例: 日本医師会の場合)

- 氏名 (カタカナ、ローマ字 (※P.15のQ&A1を参照))
- 住所、郵便番号
- 通称名または旧姓・旧名 (※ P.15のQ&A2を参照)
- 資格情報 (登録番号、登録年月日等)
- 資格免許証の画像
- 都道府県等医師会への所属の有無、会員番号等
- HPKIカード暗証番号



7

申請に必要な情報を入力し、「ファイルを選択する」を押した後、HPKIカードに利用する顔写真や、顔写真付きの身分証明書の画像を添付し、「次へ」ボタンを押す。



入力する主な情報 (例：日本医師会の場合)

- ・ 勤務先の情報
- ・ 勤務先の住所
- ・ 交付案内等送付先、連絡先
- ・ HPKIカードの受け取り場所
※本書の手順に沿ってマイナンバーカードを活用した電子署名を申請した場合でも、HPKIカードは発行されます。
- ・ 顔写真
- ・ 顔写真付きの身分証明書の画像

※事業所の個別郵便番号が入力できない場合は、通常の郵便番号を入力いただくようお願いいたします。

8

登録されているメールアドレスを確認のうえ、「次へ」ボタンを押す。



メールアドレスが登録されていない場合

メールアドレスの入力

メールアドレスの入力画面のスクリーンショット。入力欄と「次へ」「戻る」「中断する」ボタンが示されています。

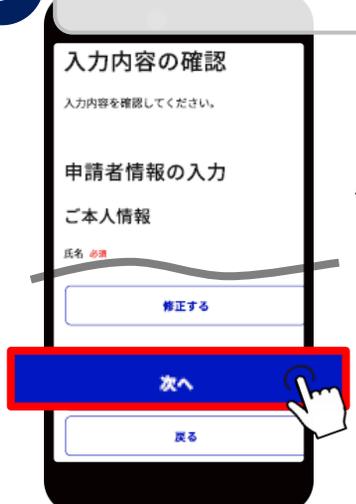
確認コードの入力

確認コードの入力画面のスクリーンショット。入力欄と「次へ」「戻る」「中断する」ボタンが示されています。

メールアドレスの入力画面が表示されるので、**メールアドレスを入力後、「次へ」ボタンを押す。**
メールに届いた**確認コード**を入力の上、「次へ」ボタンを押す。

9

画面に沿って入力内容を確認のうえ、「次へ」ボタンを押す。



申請内容が誤っていた場合

顔写真

顔写真 必須
photo_XXXXXXXX.jpg

公的身分証

公的身分証の画像 必須
identification_XXXXXXXX.jpg

修正する

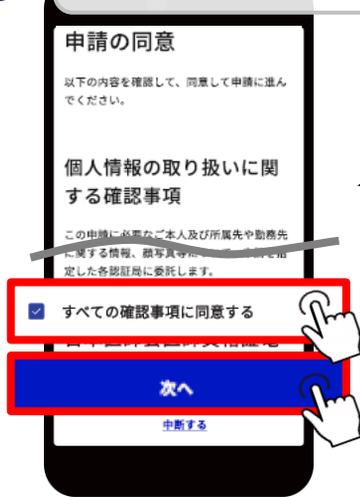
修正したい情報の下にある「**修正する**」ボタンを押すと、各情報の入力画面に遷移するため、**正しい情報に修正のうえ、「次へ」ボタンを押す。**

- ・ 申請者の情報を修正する場合 ⇒ 手順⑤の画面に遷移
- ・ その他の情報を修正する場合 ⇒ 手順⑥の画面に遷移
- ・ メールアドレスを修正する場合 ⇒ 手順⑦の画面に遷移



10

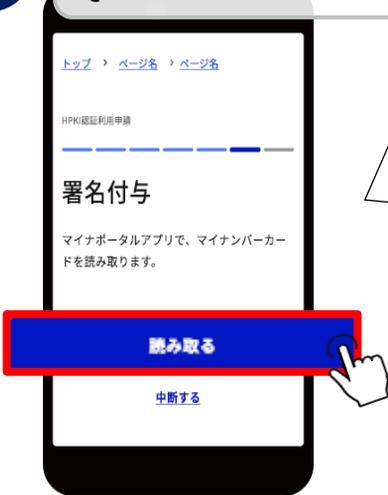
個人情報の取り扱いに関する確認事項や利用規約等を確認のうえ「すべての確認事項に同意する」にチェックを入れて、「次へ」ボタンを押す。



確認する項目は、申請する国家資格の選択画面（手順③）で選択した申請の提出先（認証局）によって異なる。

11

「読み取る」ボタンを押すとマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（※P.16のQ&A3を参照）が要求されるので、当該番号を入力し、マイナンバーカードを読み取る。



スマートフォン（iPhone又はAndroid）を用いてログインした場合

マイナポータルアプリが起動するので、マイナンバーカードを読み取る。

ICカードリーダーを用いてログインした場合

マイナンバーカードをカードリーダーにセットする。

12

「申請情報の送信完了」と表示されれば、申請完了。



申請状況を確認する場合



マイナポータルTOPページ下部の「やること」を選択し、表示された一覧の中から当該手続を選択する。

もしくは、手順②の操作画面の下にある「申請状況照会する」ボタンを押し、表示された一覧の中から当該手続を選択する。



13

HPKI認証局による審査完了後、マイナポータルアカウントに、スマートフォンによる生体認証でHPKIの仕組みを利用するための情報（URL等）が送信される。マイナポータルに登録済のメールアドレスにも、審査完了のお知らせメールが届く。

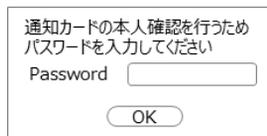
【重要】

- 審査が完了した時点で、マイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、本人のみが知るPINを入力する方法での電子署名は可能になります。
- 既にHPKIカードを所有している方で、マイナンバーカードを活用したりリモート署名を行う場合は、P.17の別紙1を確認ください。

14

スマートフォンによる生体認証を行う場合は、HPKI認証局からマイナポータルアカウントに送信されたURLにアクセスして、電子証明書とスマートフォンの紐付けを行う。

スマートフォンによる生体認証を行う場合



マイナポータルアカウントに送信されたURLにアクセスするとブラウザが開くので、URLと一緒に送られてきたパスワードを入力する。



生体認証を行う。これにより、HPKIセカンド電子証明書とスマートフォンの紐付けが完了。



生体認証登録が完了したら、「ラベル登録画面」が表示される。値はシステムで自動設定されるため、特に何も入力せず、「OK」を押す。

【重要】

- URLには**3か月間**の使用期限を設けています。URLの使用期限が切れると再発行となり追加で費用が発生する場合もあるので、受信後は速やかに上記スマートフォンの紐付け作業を行ってください。
- 万が一URLの有効期限が切れた場合、HPKIカードを所有していれば、HPKIカードを使ってスマートフォンを紐付けるためのQRコードを自身で生成することができます。詳しくは、P.21の別紙2を確認ください。

本書に記載の操作方法（手順②～手順⑫）はマイナポータルの操作マニュアルのうち、[「05 国家資格関連の申請に申請する -医療等分野の電子署名利用申請-」](#)からも確認できます。



(Q&A1) 手順⑥でローマ字氏名を入力する方法

氏名ローマ字

HPKIカードに印字されます。
ヘボン式によらないローマ字表記を使用する場合は、手入力もできます。

氏名ローマ字姓 **必須**

MITSURA

氏名ローマ字名 **必須**

Tojuro

ヘボン式によらないローマ字表記を入力



ヘボン式によらないローマ字表記を入力

氏名ローマ字姓 **必須**

半角英字、全て大文字
例：YAMADA

氏名ローマ字名 **必須**

半角英字、先頭大文字
例：Hanako

氏名カタカナを入力すると、自動変換された**氏名ローマ字 姓/氏名ローマ字 名**が表示される。(自動変換候補が複数ある場合、プルダウンメニューから選択可能)

正しいローマ字表記が無い場合、「**ヘボン式によらないローマ字表記を記入**」にチェックを入れて入力欄が表示させ、**正しい氏名ローマ字を手入力**する。

(Q&A2) 手順⑥で通称名または旧姓・旧名を入力する方法

マイナンバーカードに記載されている旧姓を使用する場合

通称名又は旧姓・旧名

HPKIカードに通称名又は旧姓・旧名を併記する場合は、入力してください。

通称名又は旧姓・旧名の併記 **必須**

併記しない

通称名を併記する

旧姓・旧名を併記する



マイナンバーカードに記載のある旧姓を使用する

旧姓

旧名を併記する場合は、マイナンバーカードに記載のある旧姓を使用せずに、手入力してください。

姓 **必須**

「**マイナンバーカードに記載のある旧姓を使用する**」にチェックを入れ、**旧姓カタカナ**や**旧姓ローマ字**を入力する。
※旧名を併記する場合は「**マイナンバーカードに記載のある旧姓を使用する**」のチェックを外し、自身で入力する。

HPKIカードに通称名または旧姓・旧名を併記する場合は、「**通称名を併記する**」または「**旧姓・旧名を併記する**」にチェックを入れる。(以降には、旧姓を入力する手順を参考に記載する)

マイナンバーカードに記載されている旧姓を使用しない、またはマイナンバーカードに旧姓が記載されていない場合

マイナンバーカードに記載のある通称名を使用する

旧姓・旧名

姓 **必須**
全角

名 **必須**

「**マイナンバーカードに記載のある旧姓を使用する**」のチェックを外し、旧姓・旧名の漢字表記、カタカナ表記、ローマ字表記を入力する。
※現姓(本名)と旧姓・旧名の関係がわかる公的文書(日本医師会の場合は戸籍謄(抄)本等の公的書類、MEDISの場合は旧姓を記載した住民票)の添付が必要。



(Q&A3) 署名用電子証明書用暗証番号について

マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号とは、利用者様自身がマイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に設定した、半角の6文字から16文字英数字が混在したパスワードを指します（パスワードに使えるアルファベットは大文字のみ）。5回連続で間違えて入力した場合、ロックがかかってしまうため、ご注意ください。

パスワードを忘れた場合や、パスワードを5回間違えて入力してロックがかかってしまった場合は、下記の方法のいずれかでパスワードの再設定を行ってください。

方法① 自治体窓口で再設定

パスワードを忘れた場合、住民票がある市区町村の窓口にて、パスワードの再設定手続きを行う。
パスワードがロックされた場合、住民票がある市区町村の窓口にて、パスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請、パスワードの再設定を行う。
※マイナンバーカード及び本人確認書類が必要となります。詳しくは各市区町村のホームページからご確認ください。

方法② スマートフォンアプリとコンビニの端末で再設定

マイナンバーカード利用者証明用パスワード（数字4桁）を利用可能な場合は、スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して初期化することが可能。詳しい利用方法は[こちら](#)を確認ください。

別紙1

HPKIカードをすでに
お持ちの方の
マイナンバーカードを活用
したリモート署名の
利用手続きフロー

別紙1：HPKIカードをすでにお持ちの方の マイナンバーカードを活用したリモート署名の利用手続きフロー ※利用者証明書の更新時の対応も含む（1/3）

- 以下の手順に沿って、HPKI カードとマイナンバーカードを用いて、マイナンバーカードを活用したリモート署名ができるように設定してください。
- また、マイナンバーカードに格納される利用者証明書が更新された場合、利用者証明書情報を更新する必要があります。HPKIカードをお持ちの場合は、以下の手順に沿って新しい証明書を登録してください。HPKIカードをお持ちでない場合は、各認証局にお問い合わせください。
※必要なもの：HPKI カード、マイナンバーカード、JPKI 利用者ソフト類（全てPC上で操作します。）
※下記に記載の手順は、2024年6月時点のものです。最新情報は、[利用者マニュアル](#)を確認ください。

① PC のブラウザで以下のURL にアクセスする。

<https://mahpki-srv.2nds.medis.or.jp/index.html>

※ブラウザはEdge もしくはChrome を利用。

※ブラウザ上部のURL 表示欄に上記URL 文字列を全て入力してEnter キーを押すと、URLが示すサイトにアクセスされる。



② 下記の画面が表示されるので、「マイナンバーカードをご利用の方はこちら」を押す。



③ 画面の下方がPC に表示されるので、HPKI カードをカードリーダーにセットして「HPKI カードで登録」を押す。

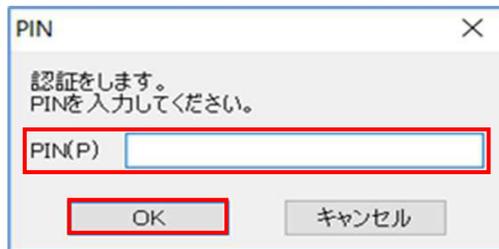


別紙1：HPKIカードをすでにお持ちの方の マイナンバーカードを活用したリモート署名の利用手続きフロー ※利用者証明書の更新時の対応も含む（2/3）

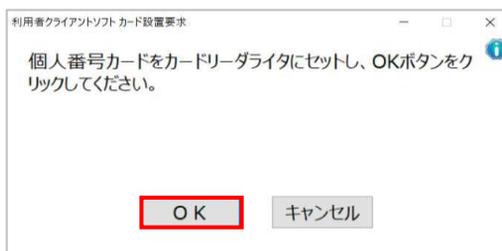
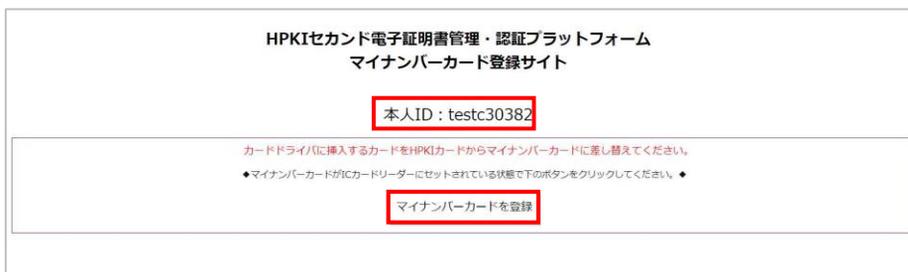
- ④ HPKI カードでの認証を選択するとHPKI 証明書選択画面が表示されるので、証明書を選択する。HPKI カードに格納されている証明書が表示されるので、その証明書をクリックしてから「OK」を押す。
※ブラウザにより証明書選択画面の外観は異なる。以下はEdge の場合の画面。



- ⑤ 「PIN を入力してください」という画面が表示されるので、HPKI カードのPIN(暗証番号)を入力して「OK」を押す。



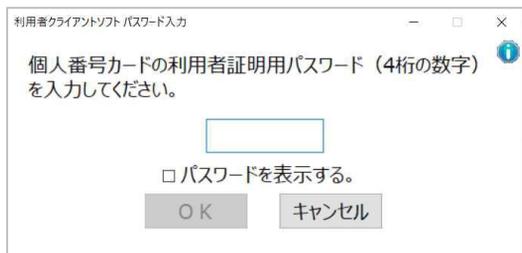
- ⑥ 「HPKI セカンド電子証明書管理・認証プラットフォーム マイナンバーカード登録サイト」画面が表示される。表示されている「本人ID」が自分のものであることを確認してから、IC カードリーダーからHPKI カードを抜き、代わりにマイナンバーカードをセットする。マイナンバーカードをセットしてから「マイナンバーカードを登録」ボタンを押す。
※HPKI カードを入れたまま「マイナンバーカードを登録」ボタンを押すと、「個人番号カードをカードリーダーにセットし、OKボタンをクリックしてください。」という画面が表示されるので、HPKI カードとマイナンバーカードを差し替える。



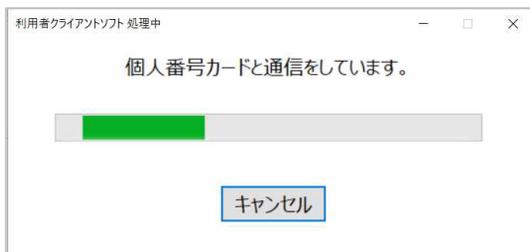
別紙1：HPKIカードをすでにお持ちの方の マイナンバーカードを活用したリモート署名の利用手続きフロー ※利用者証明書の更新時の対応も含む（3/3）

- ⑦ マイナンバーカードのパスワードを求める画面が表示されるので、マイナンバーカードの利用者証明用のパスワードを入力して「OK」ボタンを押す。

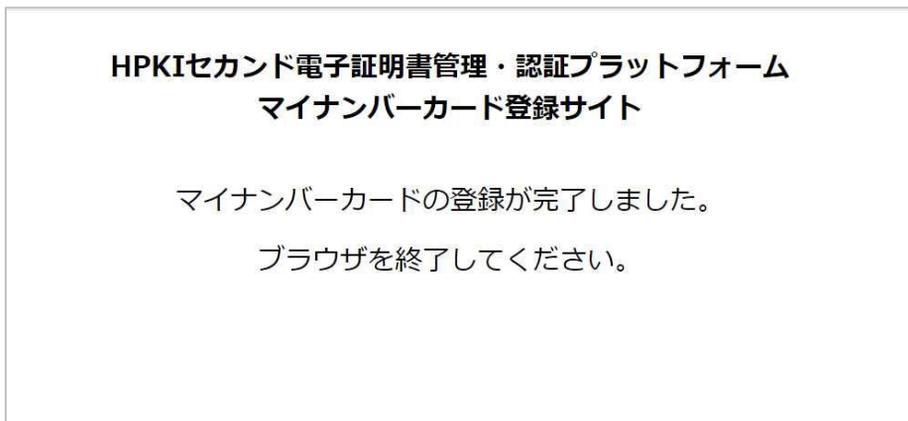
※署名用のパスワードではないので注意する。



- ⑧ 「個人番号カードと通信をしています」と表示された画面が閉じられるまで待つ。



- ⑨ 「マイナンバーカードの登録が完了しました。ブラウザを終了してください。」と表示されたら完了。



別紙2

HPKIカードをすでに
お持ちの方の
スマートフォンによるリモート
署名の利用手続きフロー

別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（1/6）

- 以下の手順に沿って、スマートフォン等のモバイルデバイスを活用したリモート署名ができるように設定してください。
- 機種変更の手順は[利用者マニュアル](#)を確認ください。

＜必要なもの＞
モバイルデバイス、HPKI カード、PC

※PC はHPKI カードドライバのインストールが完了し、使用するIC カード読取装置のドライバもインストールされて動作可能となっている必要があります。

※PC およびモバイルデバイスはインターネットに接続できる環境が必要となります。

※下記に記載の手順は2024年6月時点のものです。最新情報は、[利用者マニュアル](#)を確認ください。

- ① HPKI カード及び生体認証機能のあるモバイルデバイスを準備し、ICカードリーダーが接続されている PC で②以降の操作を開始する。
- ② 申請先の認証局が指定する方法で、本人認証に使うスマートフォンを登録するために必要となるQRコードを生成する。

日本医師会・日本薬剤師会・MEDISの場合

I. PC のブラウザで以下のURL にアクセスする。

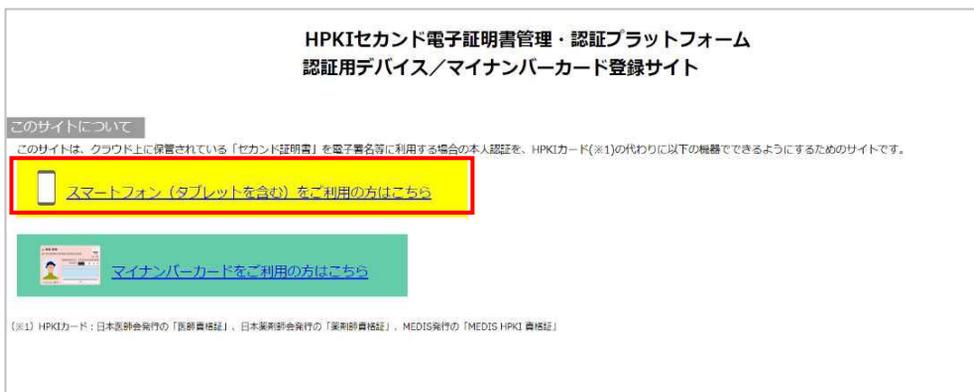
<https://mahpki-srv.2nds.medis.or.jp/index.html>

※ブラウザはEdge もしくはChrome を利用する。

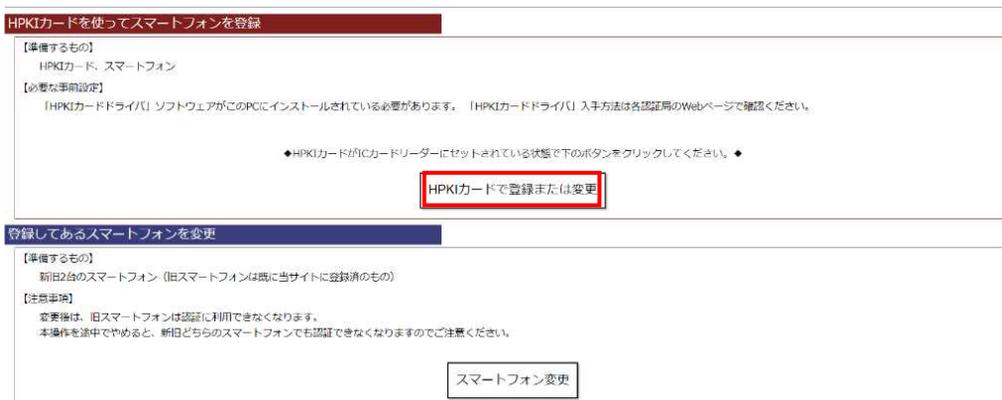
※ブラウザ上部のURL 表示欄に上記URL 文字列を全て入力してEnter キーを押すと、URLが表示すサイトにアクセスされる。



II. 下記の画面が表示されるので、「スマートフォン（タブレットを含む）をご利用の方はこちら」を押す。



III. 画面が下に移動するので、「HPKI カードで登録または変更」を押す。

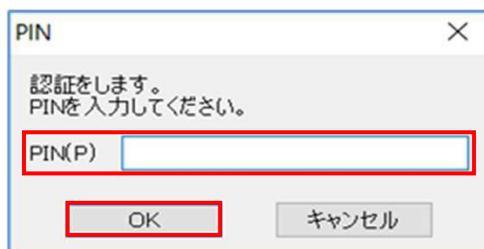


別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（2/6）

- IV. HPKI カードでの認証を選択するとHPKI 証明書選択画面が表示されるので、証明書を選択する。HPKI カードに格納されている証明書が表示されるので、その証明書をクリックしてから「OK」を押す。
※ブラウザにより証明書選択画面の外観は異なる。以下に掲げるのはEdge の場合の画面です。



- IV. 「PIN を入力してください」という画面が表示されるので、HPKI カードのPIN(暗証番号)を入力して「OK」を押す。



すでにモバイルデバイスが登録されている場合、「デバイスがすでに登録済みとなっています。現在のデバイスを削除して再度登録をし直しますか？」と表示される。
新しいモバイルデバイスを登録する場合は、ここで「はい」を選択し、③以降の手順を実施する。
※以降の手順で新しいモバイルデバイスを登録すると、変更前のモバイルデバイスでは認証できなくなるのでご注意ください。



別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方のスマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー

※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（3/6）

日本医師会の場合

I. PCのブラウザで以下のURLにアクセスする。

https://webapply.jmca.med.or.jp/Jma2ndApply/G100_Accept/Accept.aspx

※ブラウザはEdge もしくはChrome を利用する。

※ブラウザ上部のURL 表示欄に上記URL 文字列を全て入力してEnter キーを押すと、URLが表示されたサイトにアクセスされる。



II. 下記の画面が表示されるので、「はい」を押す。

セカンド電子証明書申し込み

医師資格証をお持ちの方向けのセカンド電子証明書申請画面です。
まだお持ちでない方は、新規に医師資格証を申請いただければ、同時にセカンド電子証明書も発行されますので、医師資格証の新規発行申請をお願いします

セカンド電子証明書の発行申請を開始します。

既に医師資格証をお持ちですか？

II. HPKIカードに記載されている医籍登録番号とカードIDを入力の上、「認証」を押す。
画面が切り替わった後に、モバイルデバイス登録用のQRコードを発行する。

ログイン認証

医師資格証券面に印字されている「医籍登録番号」
「カードID」を入力し、「認証」ボタンを押してください。

③ PC 画面にQR コードが表示されるので、モバイルデバイスのカメラでQR コードを読み取り、登録サイトにアクセスする。

※画面にはQR コードの有効期限も表示される。

※有効期限内に読み取らないとQR コードは無効になるのでご注意ください。

※無効になってしまった場合は再度②からやり直す。



モバイルデバイスでの読み取り、および登録サイトへのアクセス方法は次ページの手順で実施する。

別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（4/6）

iPhone(iOS)の場合

「カメラ」のアプリを起動し、対象のQRコードを読み取る。

「2nds.medis.or.jp」というポップアップが表示されたら、右下にあるメニュー選択ボタンをタップする。

メニュー画面から「Safariで開く」を選択する。

※「Safariで開く」ではなく、別のアプリケーションが表示される場合は、Safariで開く設定を行う必要がある。「設定」から「Safari」を選び、「デフォルトのブラウザApp」を選択してSafariにチェックを入れる。



Androidの場合

「Chrome」アプリを開き、検索キーワードを入力する項目の右にあるカメラボタンをタップする。

QRの情報を読み取り、ポップアップ表示された「2nds.medis.or.jp～」のボタンをタップする。

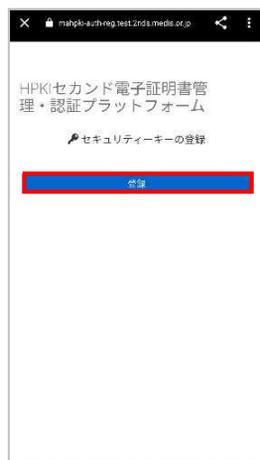


別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（5/6）

- ④ QRコードを読み取ったモバイルデバイスに、ログイン画面が表示される。（以降⑧までモバイルデバイス操作の画面説明となる）
直前にHPKI 認証を実施しているため、Username 欄にはHPKI カードから取得した本人ID が表示されているので、値が正しいことを確認して「ログイン」ボタンをタップする。



- ⑤ 認証情報登録開始画面が表示されるので、「登録」ボタンをタップする。



- ⑥ モバイルデバイスによる生体認証の画面が表示されるため、生体認証を実施する。
※画面や生体認証の方法は、モバイルデバイスにより異なる（下記は指紋認証の例）。指紋認証の場合、あらかじめ登録してある指を検知部にセットして、デバイスに指紋認証をさせる。
※事前にモバイルデバイスに生体認証登録を実施していない場合は、ここでSecurity Key Error となるので、生体認証の登録を実施したうえで、②からやり直す。

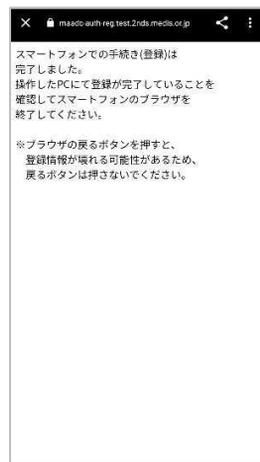


別紙2：HPKIカードをすでにお持ちの方の スマートフォンによるリモート署名の利用手続きフロー ※スマートフォンの機種変更時の対応も補足（6/6）

- ⑦ 生体認証登録が完了したら、「ラベル登録画面」が表示される。作成した鍵情報をモバイルデバイス側で識別するためのラベル情報を設定する画面だが、値はシステムで自動設定されるため、特に何も入力せず、「OK」をタップする。



- ⑧ モバイルデバイス側の処理が完了し、完了画面が表示される。モバイルデバイス側のブラウザを閉じる。



- ⑨ 同時に、PC 側にも完了画面が表示されるので、ブラウザを閉じる。
※PC 側のブラウザは必ず閉じる。
※タブだけでなくブラウザ全体を終了させる必要があるため、ブラウザ右上の×をクリックして閉じる。

